



社会福祉法人・管理編

社会福祉法人等一般指導監査における指摘基準について

「文書指摘事項」「口頭指導事項」が該当する事例につきましては、平成21年度から「運営の手引き」の「評価事項」欄に明記することとしました。

「文書指摘事項」「口頭指導事項」となる事例の基本的な考え方は次のとおりですので、ご承知おきください。

○共通事項の監査基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則として「文書指摘」とします。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、口頭指導とすることがあります。
福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に抵触する場合	口頭	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場合について原則として「口頭指導」とします。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とします。

○監査基準適用における留意事項

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがあります。

目 次

		頁
1	定 款	1
2	登 記	3
3	内部管理体制	4
4	評議員及び評議員会	4
5	理 事	11
6	監 事	15
7	理 事 会	20
8	会 計 監 査 人	26
9	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬.....	28
10	事 業（一般）	32
11	社会福祉事業	32
12	公 益 事 業	33
13	収 益 事 業	35

14	人 事 管 理	36
15	資 産	36
16	そ の 他	42

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
1 定款					
<p>定款は、法令等に 従い、必要事項が記 載されていますか。</p>	<p>定款（注）は、必要的記載事項に漏れがあってはなりません。また、相対的記載事項についても、定款に定めがなければ、その効力を生じません。</p> <p>定款例に準拠していない場合は、必要的記載事項に漏れが無いか確認し、ある場合は県等の所轄庁（以下「所轄庁」という。）に相談の上、定款変更の手続きを行ってください。</p> <p>また、必要的記載事項の内容が事実と反するものであってはなりません。</p> <p>（注）平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号「社会福祉法人の認可について」〈最終改正：令和2年12月25日〉（以下「認可通知」という。）別紙2。</p>	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第31条第1項</p>	<p>（1）必要的記載事項（定款例の実線部分） 必ず定款に記載しなければならない事項で、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項 （2）相対的記載事項（定款例の点線部分） 定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項</p>	<p>必要的記載事項の内容が記載されていない、又は定款に記載された内容と事実が異なっている。</p>	<p>文書</p>
<p>定款変更は、所定 の手続きを経て行わ れていますか。</p>	<p>定款は法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は評議員会の特別決議（注）を要するとともに、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要です。</p> <p>なお、事務所の所在地、基本財産の増加及び公告の方法を変更する場合には、認可を要さないもので、所轄庁への届出で足りませんが、評議員会の特別決議は必要です。</p> <p>（注）評議員会の特別決議は、「4 評議員及び評議員会」の「決議は適正ですか。」（9ページ）の項目参照</p>	<p>法第45条の36第1項、第2項、第4項、第45条の9第7項第3号 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）（以下「規則」という。）第4条</p>	<p>定款変更に係る効力発生年月日は次のとおりです。 （1）認可事項 当該申請が認可された日 （2）届出事項 当該届出内容が、最終議決機関で議決された日</p>	<p>評議員会の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請もしくは届出がされている。</p> <p>定款変更の決議を行った評議員会の招集手続又は議案の提出手続が法令及び定款に違反している。</p>	<p>文書 文書</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	また、定款に記載されていない事業を行っている場合は、実態に合わせた定款変更の手続きを、速やかに行ってください。（定款の変更を行う必要がない事業として、所轄庁が認めた事業を除く。）			ある場合を除く。） 定款に記載されていない事業（定款に記載を要さない事業を除く。）を実施している。 再開の見込みのない休止事業が、定款に記載されたままである。	文書 口頭
その他、定款に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭
日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項は、明確になっていますか。	理事長の専決できる範囲は、理事会で定め、定款施行細則等で明文化する必要があります。			理事長の専決事項が定められていない。 理事長の専決事項が定められているが、内容に不適切な点がある。	文書 口頭
2 登記					
当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていますか。	法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第34条）こととされています。 登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところにより、変更の登記をしなければなりません。 ① 代表者変更の登記（重任を含む。）は変更後2週間以内に行ってください。 ② 資産総額変更登記は毎会計年度終了後3月以内（毎	法第29条 組合等登記令(昭和39年政令第29号)	(1)公益事業及び収益事業についても登記が必要です。 (2)理事長以外の理事は代表権を有していません。 (3)理事長（代表	指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続き（法務局等への具体的な協議を含む。）が行われていない。 変更登記が行われている又	文書 口頭

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<p>年度6月末まで)に行ってください。なお、登記簿上の資産総額は、貸借対照表の純資産合計と一致しているか確認してください。</p> <p>③ その他必要の生じた都度行うべき変更の登記は登記事項に変更が生じた時(又は認可書到着時)から2週間以内に行ってください。</p>		<p>者)が再任した場合についても重任登記をしてください。</p>	<p>は手続中であるが、期限を過ぎています。</p>	
<p>その他、登記に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>3 内部管理体制</p>					
<p>特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていますか。</p>	<p>特定社会福祉法人は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制(内部管理体制)の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられています。</p>	<p>法第45条の13第5項 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)第13条の3 規則第2条の16</p>	<p>※特定社会福祉法人とは、法人の事業規模が、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える、又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人。</p>	<p>内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項について、一部でも理事会の決定がされていないものがある。</p>	<p>文書</p>
<p>4 評議員及び評議員会</p>					
<p>法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていますか。</p>	<p>評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款で定めたとおりの方法で選定します。ただし、理事及び理事会において選任する旨を定款で定めても無効となります。</p> <p>「必要な識見を有する者」については、法人において、「識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではありません。</p>	<p>法第39条、第31条第5項、第38条</p>		<p>法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない。</p> <p>評議員として選任された者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<p>法人においては、選任手続きにおいて、評議員候補者が「識見を有する者」である旨を説明の上、選任することが求められます。</p> <p>法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うこととされています。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となるものであるため、この就任の承諾については、評議員の役割の重要性を踏まえ、文書により確認（就任承諾書等の徴収）し、法人において保存することが求められます。</p> <p>なお、評議員の選任の手続きにおいて、選任された者に対して、委嘱状により委嘱を行う必要はありませんが、委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えありません。</p> <p>評議員選任及び解任は、定款例では、評議員選任・解任委員会によって、選任するとされています。</p>			<p>者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続きにより選任がされていない。</p> <p>評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない。</p>	<p>文書</p>
<p>評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていませんか。</p>	<p>次の要件を満たす者を選任してください。</p> <p>(1) 欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由は次のとおりです。</p> <p>① 法人</p> <p>② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くなるまでの者</p> <p>④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者</p> <p>⑤ 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令で</p>	<p>法第 40 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 61 条第 1 項</p> <p>認可通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準(以下「審査基準」という。)」第 3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>	<p>確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人に欠格事由等に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありません。</p> <p>特に、欠格事由の(1)②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人に該当しないこ</p>	<p>評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各評議員又は各役員と特殊関係にある者がいないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない。</p> <p>欠格事由や特殊関係がある者に該当する者がいることが判明した。</p> <p>評議員が役職員を兼ねてい</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

	<p>解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(2) 当該法人の役員又は職員を兼ねることはできません。</p> <p>(3) 当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者を選任していないこと。</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）</p> <p>i 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該評議員又は役員の使用人</p> <p>iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該評議員又は役員が、役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）</p> <p>viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の</p>		<p>との確認を行う方法で差し支えありませんが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられます。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできません。</p>	<p>る。</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっている</p> <p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員総数の5分の1を超えている。</p> <p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
--	--	--	--	---	-------------------------------

	<p>評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>(4) 評議員として次に該当する者を選任することは適当ではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員総数の5分の1までは選任することが許されています。 ② 実際に法人運営に参画できない者 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある人で慣例的に参画している者 <p>(5) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員となることはできません。</p>				
<p>評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっていますか。</p>	<p>評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過していません。</p>	<p>法第40条第3項</p>		<p>評議員の実員が、定款で定めた理事の員数及び実員数を超過していない。</p>	<p>文書</p>
<p>評議員会の招集は適正に行われていますか。</p>	<p>開催手続きは、定款の定めにしたがって行われなければならない事項。</p> <p>(1) 評議員会の開催日時及び場所や招集通知に記載しなければならない事項(注)は、理事会の決議を経てください。</p> <p>(注)理事会の決議により定めなければならない事項(招集通知に記載しなければならない事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評議員会の日時及び場所 ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となる者を除きます。)の概要(議 	<p>法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条 法第45条の29 規則第2条の12</p>	<p>※評議員会の招集手続きを省略する場合は評議員全員の同意があることが客観的に確認できる書類を保存してください。</p>	<p>評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。</p> <p>評議員会の1週間(又は定款に定めた期間)前までに評議員に通知がなされていない。</p> <p>電磁的方法により通知した場合に、評議員の承諾を得ていない。</p>	<p>文書 文書 文書</p>

	<p>案が確定していない場合はその旨。)</p> <p>(2) 評議員会の招集通知は、期限までに評議員に通知してください。</p> <p>招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日の一週間（中7日間）以上前（定款により短縮が可能）までに、書面又は電磁的方法（電子メール等）により発出する必要があります。</p> <p>(3) 定時評議員会の場合は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上（理事会開催日を0日として15日目以降）の間隔を確保して、毎会計年度終了後の一定の時期に招集します。</p> <p>なお、電子的方法で通知する場合には、評議員の承諾を得てください。</p> <p>(4) 評議員は、議題及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができます。</p>			<p>評議員会の収集通知に必要な事項が記載されていない。</p> <p>評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない。</p> <p>定時評議員会が毎年6月末日（定款に定めがある場合はそのとき）までに招集されていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>評議員会は有効に成立していますか。</p>	<p>評議員会開催の際には、定款に定める定足数を満たしているか必ず確認してください。この際、議決に加わることができない決議に特別の利害関係を有する評議員は含まれません。なお、委任状提出者は、出席者となりません。</p>	<p>法第45条の9第6項から第8項</p>		<p>法令又は定款に定める出席者数が不足している。</p>	<p>文書</p>
<p>定款で定める、評議員会の要議決事項については、審議及び議決を行っていますか。</p>	<p>評議員会は、定款に定める事項のほか、次の事項について、決議が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理事、監事、会計監査人の選任又は解任 ② 理事及び監事の報酬等の額（定款に報酬等の額を定める場合を除く） ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認 ④ 理事等の責任の免除 ⑤ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認 	<p>法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条</p>		<p>決議について法令又は定款に定める賛成者数が不足している。</p> <p>決議を要する事項について決議が行われていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

	<p>⑥ 定款の変更 ⑦ 解散の決議 ⑧ 合併の承認 ⑨ 社会福祉充実計画の承認 ⑩ その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</p>				
<p>決議は適正ですか。</p>	<p>決議に特別の利害関係を有している評議員がいないかについては、その決議を行う前に、法人や理事会が各評議員に確認する必要があります。確認したことを、原則として議事録に記載します。利害関係がある場合は、議決に加わることはできません。</p> <p>通常の決議は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成、特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成が必要です。</p> <p>議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）はできません。</p> <p>議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、可決する旨の評議員会の決議あったものとみなされます。</p> <p>評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされます。</p>	<p>法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条規則第2条の12</p>		<p>決議の特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっている。</p> <p>法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるか確認していない。</p> <p>評議員会の決議があったとみなされる場合又は評議員会へ報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない。</p>	<p>文書 文書 文書</p>
<p>評議員会への欠席が継続している評議員はいませんか。</p>	<p>評議員の欠席が継続（原則として前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席）している場合には、出席を促し、それでも出席できない場合は、評議員の交代</p>			<p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されると考えられる評議員がい</p>	<p>文書</p>

	<p>を検討してください。 なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。</p>			<p>る。</p>	
<p>評議員会について適正に記録の作成、保存が行われているか。</p>	<p>議事録は、評議員会における法人の基本的事項についての決議を記録する重要な文書であることから、評議員会の決議の内容等について、評議員会終了後できるだけ速やかに作成し、要記載事項を正確に記録してください。評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かなくてはなりません。</p> <p>(1) 開催された評議員会の議事録の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開催日時及び場所 ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥ 議長の氏名（議長が存する場合） ⑦ 議事録署名人（定款に定める者がある場合）の署名又は記名押印 ⑧ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 <p>(2) 評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決議を省略した事項の内容 ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名 ③ 評議員会の決議があったとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 	<p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15</p>	<p>議事録は袋とじ又は割り印を押印するなど容易に改ざんできない状態で保存してください。</p> <p>※議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載してください。</p>	<p>議事録が作成されていない。</p> <p>議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である。</p> <p>議事録が主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間保存されていない。</p> <p>決議を省略した場合の同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、決議があったとみなされた日から10年間法人の主たる事務所に備え置かれていない。</p> <p>定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、議事録署名人の署名又は記名押印がなされていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

<p>その他、評議員及び評議員会に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。</p>	<p>文書 口頭</p>
<p>5 理事</p>					
<p>員数が法令に基づき定款に定められ、定款に定める員数を満たす選任がされていますか。</p>	<p>理事の員数は、6人以上で定款に定めるところによります。 定款で定めた員数の3分の1が欠けたときは遅滞なく補充しなければなりません。 なお、定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員であっても、法人運営上適当でないことから、欠員の補充をおこなってください。</p>	<p>法第44条第3項、第45条の7</p>		<p>定款で定めた員数が選任されていない。 定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための検討が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない。 欠員がある場合に、その補充の検討が行われていない。</p>	<p>文書 文書 文書</p>
<p>理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p>	<p>理事の選任は、評議員会の決議により行います。 理事就任の承諾については、理事の役割の重要性に鑑み、就任承諾書の徴収等によって行ってください。なお、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行う事は必要とされていませんが、法人において、委嘱状により選任された旨を伝達するとともに、就任の意思を確認することは差し支えありません。 理事の解任は、法に定める解任事由（注）に該当している場合に、評議員会の決議により行うことができますが、現に法人運営に重大な損害を及ぼし又は適正な事業運営を阻害するような不適正な行為など重大な義務違反等が</p>	<p>法第43条第1項、第45条の4</p>		<p>理事の選任が、評議員会の有効な決議により行われていない。 理事の解任が、評議員会の権限の濫用に当たる。 理事の就任の意思表示があったことが、就任承諾書等により確認できない。 理事の選任手続きに一部不</p>	<p>文書 文書 文書 口頭</p>

	<p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は役員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>（注）法人でない団体で代表又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>(3) 理事として次に該当する者を選任することは適当ではありません。</p> <p>① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1までは選任することが許されています。</p> <p>② 実際に法人運営に参画できない者</p> <p>③ 地方公共団体の長等特定の公職にある人で慣例的に参画している者</p> <p>(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者</p>		<p>ることはできません。</p>	<p>る。</p> <p>理事の選任手続きに一部不備がある。</p>	<p>□頭</p>
<p>理事として含まれていなければならない者が選任されていますか。</p>	<p>理事には次の者を選任する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉事業の経営に識見を有する者 • 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 • 施設の管理者（施設を設置している法人） <p>(1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者の例示（注）</p>	<p>法第44条第4項 審査基準第3-3</p>	<p>「施設」とは、第一種社会福祉事業の経営のために設</p>	<p>理事のうちに「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選</p>	<p>文書</p>

	<p>① 社会福祉に関する教育を行う者 ② 社会福祉に関する研究を行う者 ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>(2) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者の例示（注）</p> <p>① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員 ② 民生委員・児童委員 ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等 ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者 ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p> <p>（注）(1)(2)の例示は、これらの者に限定されるものではなく、また、これらの者が必ず含まれなければならないものではありません、</p> <p>社会福祉協議会においては、地域福祉の推進役として、連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア団体の代表者を理事として加えること。</p>		<p>置した施設を言います。ただし、第二種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が、法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこととなります。なお、これら以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当です。</p>	<p>任された者がいない。</p> <p>施設を設置している場合であって、施設の管理者が1人も理事として選任されていない。</p>	<p>文書</p>
<p>理事長（会長）及び業務執行理事は、理事会で選定されていますか。</p>	<p>理事長（社会福祉協議会の場合は会長。以下同様）は、法人の代表権を有するとともに、法人の業務を執行する権限を有するものであり、理事会が理事の中から選定しなければならないとされています。</p>	<p>法第45条の13第3項、第45条の16第2項</p>		<p>理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続きにより行われていない。</p>	<p>文書</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<p>法人の代表権を有するのは理事長のみであり、理事長の代表権を他の者に委任することはできません。</p> <p>業務執行理事は、理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事として理事会で選定することができます。</p> <p>定款例では、「理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする（ことができる）」旨の定めを設けています。ただし、業務執行理事には、法人の代表権はありません。</p>			<p>手続きに一部不備がある。</p>	<p>□頭</p>
<p>当該法人の代表権は適正に与えられていますか。</p>	<p>法人の代表者は、理事長となります。</p> <p>理事長以外が法人の代表権を行使することはできません。</p> <p>理事長が事故、又は欠けた際には、他の理事が代表権を行使することはできないため、理事会を開催して新たな理事長を選定してください。</p> <p>定款で、理事長の職務代表者を定め、職務代表者名で法人の代表権を行使することができる旨を定めても無効となります。</p>	<p>法第45条の16第2項、第45条の17</p>		<p>理事長の職務代表者を指名してしまっている。</p>	<p>□頭</p>
<p>その他、理事に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>□頭</p>
<p>6 監事</p>					
<p>員数が法令に基づき、定款に定められ、定款に定める員数が選任されていますか。</p>	<p>監事の員数は、2人以上で定款の定めるところによります。</p> <p>定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しなければなりません。</p> <p>また、定款で定めた員数の3分の1を超えていなくても、欠員が生じた場合は、法人運営上適当ではないことか</p>	<p>法第44条第3項、第45条の7第2項による同条第1項の準用</p>		<p>定款で定めた員数が選任されていない。</p> <p>定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

	<p>ら、補充を行ってください。</p>			<p>補充のための手続きが進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない。</p> <p>欠員がある場合に、その補充のための検討が行われていない。</p>	<p>文書</p>
<p>法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p>	<p>監事の選任については、評議員会の決議によることとされています。</p> <p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事は理事（理事会の構成員として行う行為を含む。）の職務の執行を監査する立場にあることから、監事の過半数の同意を得なければならないこととされています。</p> <p>なお、理事が提出する議案について監事の過半数の同意を得たことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名または記名押印があるものに限ります。）でも差し支えありません。</p> <p>監事選任の承諾については、その役割の重要性に鑑み、就任承諾書の徴収等によって行ってください。なお、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行う事は必要とされていませんが、法人において、委嘱状により選任された旨を伝達するとともに、就任の意思を確認することは差し支えありません。</p> <p>監事の解任については、評議員会の特別決議で行います。</p>	<p>法第43条第1項、同第3条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、法第45条の4第1項、第45条の9第7項第1号</p>		<p>監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。</p> <p>監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。</p> <p>監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない。</p> <p>監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

<p>監事となることができない者を選任していませんか。</p>	<p>次に該当する者は選任できません。</p> <p>(1) 欠格事由に該当する者（評議員及び理事と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 <p>(2) 当該社会福祉法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務に就いている者</p> <p>(3) 各役員と特殊の関係にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11） <ul style="list-style-type: none"> i 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該役員の使用人 iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii 又は iii の配偶者 v i～iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該監事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の 	<p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第40条第2項、第44条第2項、第7項法第109条第5項審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>	<p>欠格事由は、評議員、理事の場合と同様です。</p>	<p>監事の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかを確認していない。</p> <p>法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいること、又は、各役員と特殊の関係にある者が上限を超えていることが判明した。</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている。</p> <p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている。</p> <p>理事会への欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる監事がいる。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
---------------------------------	--	--	------------------------------	--	---

	<p>役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <p>(注) 法人ではない団体に代表者又は管理人の定めのある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。</p> <p>vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <p>viii 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)</p> <p>ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>(4) 監事として次に該当する者を選任することは適当ではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係行政庁の職員 ② 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されている場合。 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任している場合。 <p>(5) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えることになる場合は認められません。</p> <p>(6) 暴力団員等の反社会的勢力の者</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当ではありませんが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能です。</p> <p>原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者がいる場合は、出席を促し、それでも出席できない場合は、交代を検討してください。なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。</p>				
<p>法令に定める者が含まれていますか。</p>	<p>監事には、次に掲げる者が含まれている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業について識見を有する者 ・ 財務管理について識見を有する者 <p>(1) 社会福祉事業について識見を有する者の例示（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉に関する教育を行う者 ② 社会福祉に関する研究を行う者 ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 <p>（注）（1）の例示は、これらの者に限定されるものではなく、また、これらの者が必ず含まなければならないものではありません。</p> <p>(2) 財務管理について識見を有する者の例示（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公認会計士 ② 税理士 ③ 社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財 	<p>法第44条第5項 審査基準第3-4</p>		<p>監事のうちに、「社会福祉事業に識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として評議員会等適正な手続きにより選任された者がいない。</p>	<p>文書</p>

	<p>務・経理を担当した経験を有する者等法人経営に専門的知見を有する者 (注) 例示された者が望ましいが、これらの者に限られるものではありません。</p>				
<p>法令の定めるところにより業務を行っていますか。</p>	<p>監事は、理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければなりません。 また、計算書類及び事業報告並びにその附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければなりません。 ※ 規則第2条の40第2項において財産目録の承認手続についても法第45条の28が準用されます。 監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければなりません。</p>	<p>法第45条の18第1項、第45条の28第1項及び第2項、規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで</p>		<p>監査報告に必要な記載事項が記載されていない。</p> <p>監事が期限までに特定理事に監査報告の内容を通知していない。</p> <p>理事会に2回続けて欠席した監事がいる。</p> <p>監事の全員が欠席した理事会がある。</p> <p>施設の整備、運営と密接に関わりのある者が選任されている。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>その他、監事に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>7 理事会</p>					
<p>理事会は法令及び定款の定めに従って開催されていますか。</p>	<p>開催手続きは、法令及び定款の定めに従って行われなければなりません。 (1) 理事会は、各理事が招集することとされています。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるこ</p>	<p>法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項</p>	<p>理事会が招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意について</p>	<p>理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。</p>	<p>文書</p>

	<p>とができます。</p> <p>(2) 理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、各理事は理事会の目的である事項を示して、招集権者に対して理事会の招集を請求することができます。</p> <p>請求があった場合で、請求日から5日以内に理事会の招集通知（請求日から2週間以内に理事会を開催するものである必要がある）が発せられない場合は、その請求をした理事は理事会を招集することができます。</p> <p>(3) 理事会の招集は、原則として書面による開催通知で行ってください。</p> <p>(4) 理事会を召集する者は、理事会の1週間前（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を发出せずに理事会を開催することもできます。</p>		<p>は、法人においては、理事及び監事の全員が同意書を提出する、当該理事会の議事録に記載する等何らかの形で書面又は電磁的記録で記録することが望ましいとされています。</p>	<p>招集権を有さない者が理事会を招集している。</p> <p>招集通知を省略した場合に、理事及び監事的全員の同意が確認できない。</p> <p>開催手続きが、定款の規程に則っていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われていますか。</p>	<p>(1) 理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成により行われる必要があります。</p> <p>決議に必要な出席者数（定足数）は、議決に加わることができる理事の過半数、決議に必要な賛成数は出席者の過半数とされていますが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合はその割合となります。</p> <p>(2) 次の事項については、理事会の決議を要します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④ 従たる事務所及びその他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ） ⑥ 競業及び利益相反取引の承認 	<p>法第45条の14第4項、第5項</p>	<p>評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定は理事会の決議を必要とします。</p>	<p>決議が必要な定足数又は賛成数を満たしていない。</p> <p>議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを確認していない。</p> <p>議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている。</p> <p>理事会において評議員の選任又は解任が行われている。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

	<p>⑦ 計算書類及び事業報告等の承認 ⑧ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。） ⑨ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定 ⑩ 重要な財産の処分及び譲受け ⑪ 多額の借財 ⑫ その他の重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）</p> <p>(3) 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできません。 法人や理事会においては、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか確認する必要があります。</p> <p>(4) 理事会で評議員の選任及び解任を行うことはできません。 理事又は理事会が、定款や評議員の選任に関する規程に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは、差し支えありません。</p> <p>(5) 理事会における議決は対面（テレビ会議等を含む）により行うこととされており、書面議決を行うことはできません。 なお、定款に、理事会の議決について理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することができる旨を定めたときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の議決があったとみなされます。この場合には、理事会の議決が省略されたことは理事会議事録の記載事項となるとともに、理事の全員の書面又は電磁的記録による意思表示については、当該書面又は電磁的記録は主たる事務所に議決があったとみなされた日から10年間備え置かなければならないこととされています。</p>			<p>欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている。</p> <p>理事会の決議を要する事項について議決がない。</p> <p>理事会の議決があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
--	--	--	--	---	-------------------------------

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

<p>理事への権限の委任は適切に行われていますか。</p>	<p>理事会の権限である法人の業務執行の決定については、理事長等の理事に委任することができますが、理事会で決定する必要がある法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（注1）については、理事長等の理事に委任することができないこととされています。</p> <p>また、理事への委任については、責任の所在を明らかにするため、その内容が明確に決定されるべきものです。</p> <p>なお、理事への委任に関する理事会の決定については、法令上、規程等の制定によらなければならないこととはされていませんが、理事会でその都度決定すべき性質のものではなく、規程等で定めるべきものです。</p> <p>なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①の「重要」な財産、②の「多額」の借財、③の「重要な役割」を担う職員、④の「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に依じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものですが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきものです。</p>	<p>法第45条の13第4項</p>	<p>（注1）理事に委任することができない事項</p> <p>① 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>② 多額の借財</p> <p>③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>⑤ 内部管理体制の整備</p> <p>⑥ 役員等の損害賠償責任の一部免除</p>	<p>理事に委任ができない事項が理事に委任されている。</p> <p>理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告していますか。</p>	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）は、理事会（注1）において、3か月に1回以上職務の執行状況について報告することとされています。なお、この報告の回数は、定款の相対的記載事項であり、定款に規定することにより、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができます。</p> <p>定款で定めた場合の毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とは、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超える必要があるが、会計年度が異なる場合は前回理事会から4か月間隔が空いていなくとも差し支えありません。</p> <p>例えば、理事会を毎会計年度において6月と翌年3月</p>	<p>法第45条の16第3項</p>	<p>（注1）この報告は、実際に開催された理事会において行わなければならない。</p>	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。</p>	<p>文書</p>

	<p>に開催し、報告を行う場合は、3月の理事会の次に開催される6月の理事会は、前回理事会からの間隔は4か月を超えないものであるが、同一の会計年度ではないため、間隔が4か月以上でなくても認められます。</p>				
<p>法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されていますか。</p>	<p>理事会は、法人の業務執行の決定（決議）を行う機関であり、その内容については、適切に記録される必要があります。</p> <p>議事録については、要記載事項を正確かつ簡明に記録し、理事会終了後できるだけ速やかに作成し、保存してください。</p> <p>議事録記載事項は次のとおりです。</p> <p>(1) 開催日時及び場所</p> <p>(2) 理事会が次に掲げるいずれかの場合はその旨</p> <p>① 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの</p> <p>② 招集権者以外の理事が招集したもの</p> <p>③ 監事が招集を請求したことにより招集されたもの</p> <p>④ 監事が招集したもの</p> <p>(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(4) 特別の利害関係のある理事がある場合はその氏名</p> <p>(5) 次の規定に基づき述べられた意見又は発言</p> <p>① 競争又は利益相反取引を行った理事による報告</p> <p>② 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告</p> <p>③ 監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見</p> <p>④ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事の報告</p> <p>(6) 理事長が定款により議事録署名人とされている場合の理事長以外の出席理事の氏名</p>	<p>法第45条の14第6項、第7項</p> <p>法第45条の15第1項</p>	<p>(1) 議事録は袋とじ又は割り印を押印するなど容易に改ざんできない状態で保存してください。</p> <p>(2) 電磁的記録により作成する場合には、署名等を電子署名とすることとされています。</p>	<p>議事録に必要事項が記載されていない。</p> <p>議事録に議事録署名人の署名等がない。</p> <p>必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない。</p> <p>必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない。</p> <p>その他、議事録の作成内容に不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>

	<p>(7) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 (8) 議長の氏名</p> <p>理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、理事会において実際の決議があったものではありませんが、次の事項を議事録に記載します。</p> <p>(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) (1)の事項の提案をした理事の氏名 (3) 理事会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>議事録についてはその真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定があります。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印（以下この事項において「署名等」という。）が必要とされていますが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長の署名等で足りることとなります。</p> <p>なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成することとされています。</p> <p>議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があります。また、理事会の議決を省略した場合には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要があります。</p>				
<p>その他、理事会に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>

8 会計監査人					
<p>会計監査人は定款の定めるところにより設置されていますか。</p>	<p>法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができます。</p> <p>法人の運営組織のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、特定社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければなりません。</p> <p>また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができます。</p>	<p>法第36条第2項、第37条</p>		<p>特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない。</p> <p>定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない。</p> <p>会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>法令に定めるところにより選任されていますか。</p>	<p>会計監査人は、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任することとされています。</p>	<p>法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第73条第1項、法第45条の2第1項</p>		<p>会計監査人が評議員会の決議により選任されていない。</p> <p>理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない。</p> <p>理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない。</p> <p>選任に軽微な不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>□頭</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

<p>法令に定めるところにより会計監査を行っていますか。</p>	<p>会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）（注）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成することとされています。 （注）具体的には、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書を指します。</p>	<p>法第45条の19第1項、第2項</p>		<p>評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。</p> <p>会計監査人が会計監査報告を作成していない。</p> <p>会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない。</p> <p>会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない。</p> <p>会計監査人による監査が、決算理事会とは別の日程で行われていない。</p> <p>監査の報告が、必要とする機関の一部になされていない。</p> <p>会計監査人の業務に軽微な不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p> <p>口頭</p> <p>口頭</p>
<p>その他、会計監査人の監査等に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>

9 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬					
<p>評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められていますか。</p>	<p>評議員の報酬等（注）の額については、定款で定めるところとされています。 （注）報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれます。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれません。</p> <p>なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要があります。また、評議員の報酬等については支給基準を定めるところとされていますが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の規定が不要とはならないことに留意してください。</p>	<p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条</p>		<p>評議員の報酬等の額が定款で定められていない。</p>	<p>文書</p>
<p>理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めるところとされています。 なお、理事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。</p>	<p>法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条</p>		<p>理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。</p>	<p>文書</p>
<p>監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めるところとされています。 なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみ</p>	<p>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項</p>		<p>定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない。 評議員会の決議によって監</p>	<p>文書 文書</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<p>が決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めることとされています。この監事の協議は全員一致の決定による必要があります。</p> <p>なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続きや記録に関する規定はありませんが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類を作成すべきものです。</p>			<p>事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない。</p>	
<p>会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなります。</p> <p>なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ありません。</p>	<p>法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条</p>		<p>会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない。</p>	<p>文書</p>
<p>役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定めていますか。</p>	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされており、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならないこととされています。</p> <p>支給基準の内容については、以下の事項を定めることとされています。</p> <p>① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられます。</p>	<p>法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42</p>		<p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない。</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員の承認を受けていない。</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規</p>	<p>文書 文書 文書</p>

	<p>② 報酬等の金額の算定方法 報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられます。</p> <p>③ 支給の方法 支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられます。</p> <p>④ 支給の形態 支給の形態については、現金・現物の別等をいう。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えありません。</p> <p>なお、理事、監事及び役員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性がある必要があります。</p> <p>役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」ではないことについては、法人に説明責任があります。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることをどのような検討を行ったかを含め具体的に説明できることが求められます。</p>			<p>定すべき事項が規定されていない。</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。</p> <p>支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表していますか。</p>	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられています。</p> <p>また、公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされています。</p>	<p>法第59条の2第1項第2号、 規則第10条</p>		<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない。</p>	<p>文書</p>

	規則第9条第3号に定める WAMNET を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなします（規則第10条第2項）。				
役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されていますか。	評議員の報酬等については、定款で定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給される必要があります。また、役員の報酬等については、定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬の支給基準に従って支給される必要があります。	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項、 規則第2条の4.2		支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている。 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。	文書 文書
役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していますか。	法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表することとされています。 （注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えありません。 公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされていますが、規則第9条第1項第3号に定める WAMNET を利用した届出を行い、行政機関がその	法第59の2第1項第3号、 規則第2条の4.1、第10条	役員等の報酬基準は電子開示システム等インターネットの利用により公表してください。	理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、WAMNET を利用した届出がなされていない。	文書

	内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなすこととされています。				
10 事業（一般）					
「地域における公益的な取組」を実施していますか。	<p>法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置を受ける公益性の高い法人であり、地域社会に積極的に貢献していくことが求められており、法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません。</p> <p>「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。</p> <p>(1) 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること</p> <p>(2) 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること</p> <p>(3) 無料又は低額な料金で提供されること</p>	法第24条第2項			
11 社会福祉事業					
法人の行う事業のうち、社会福祉事業が主たる地位を占めていますか。	<p>法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、事業規模において、法人の事業のうち社会福祉事業が過半を占めている必要があります。</p> <p>法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができます。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものとされています。</p>	法第22条、第26条第2項、 審査基準第1-1-(1)		<p>社会福祉事業の事業規模が法人の全事業の50%以下である。（所轄庁が、法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」と認める場合を除く。）</p> <p>社会福祉事業の収入を認められない用途に充ててい</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	※ 各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められています。			る。	
社会福祉事業を行うために必要な資産を有していますか。	<p>法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならないこととされています。</p> <p>そのため、社会福祉施設を経営する法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要します。</p> <p>なお、事業種別によっては、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められています。</p>	法第25条、 審査基準第2-1、 審査基準第2-2-(1)、 審査要領第2-(3)、(4)、 (6)、(7)		法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない。	文書
適正に事業が運営されていますか。	法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしている必要があります。	審査基準第1-1-(2)、 (3)			
その他、社会福祉事業に問題点はありませんか。				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
12 公益事業					
公益事業を適正に実施していますか。	<p>公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であるが、社会福祉事業と関係のあるものとされています。</p> <p>公益事業を実施している場合は、定款に規定する必要がある。</p>	法第26条第1項、 審査基準第1-2、 審査要領第1-2	特別養護老人ホームの経営に付随して行う居宅介護支援事業等規模が小	公益事業を実施しているが、定款に規定されていない。	文書

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<p>あります。 次の事業は、公益事業となります。 (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業（いわゆるケアマネジメント）、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業 (2) 有料老人ホーム経営事業 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（（2）を除く。） (4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 (5) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業 (6) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業等、 ありますが、これらに限られるものではありません。</p>		<p>さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。</p>	<p>事業に社会福祉との関連性又は公益性がない。 事業規模が社会福祉事業を超えている。（所轄庁が認める場合を除く。） 事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない。</p>	<p>文書 文書 文書</p>
<p>社会福祉事業の職員は、公益事業の職員と兼務していますか。</p>	<p>兼務している場合、社会福祉事業会計に業務状況に応じて人件費を按分する必要があります。 なお、この兼務は、本来の業務に支障を来していないことが前提条件となります。</p>				
<p>公益事業の剰余金は、適正に処理されていますか。</p>	<p>剰余金が生じた場合は、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てる必要があります。</p>	<p>審査基準第1-2-(6)</p>		<p>剰余金の処理が適切ではない。</p>	<p>文書</p>

<p>その他、公益事業に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。 文書</p> <p>軽微な問題点がある。 口頭</p>
<p>13 収益事業</p>				
<p>収益事業は適正に実施していますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます。 収益事業を実施している場合は、定款に規定する必要があります。</p>	<p>法第26条</p>		<p>収益事業を実施しているが、定款に規定していない。 文書</p> <p>収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている。(当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。) 文書</p> <p>収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない。 文書</p>
<p>法人が行う事業として認められるものですか。</p>	<p>次のような事業は、社会福祉法人は行うことができません。 (1) 法人の社会的信用を傷つけるおそれがある事業又は投機的な事業 ① 風俗営業及び風俗関連事業 ② 高利な融資事業 ③ ①②に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 (2) 法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れのある事業 ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著</p>	<p>審査基準第1-3 審査要領第1-3</p>		<p>収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている。(所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く。) 文書</p> <p>収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがある。 文書</p> <p>収益事業を行うことにより</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<p>しく発生させるようなおそれのある事業</p> <p>② 社会福祉事業と同一設備を使用して行われる事業</p> <p>(3) 法人の行う社会福祉事業を超える規模を有する事業</p>			法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある。	文書
その他、収益事業に問題点はありますか。				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>□頭</p>
14 人事管理					
法令に従い、職員の任免等人事管理を行っていますか。	<p>職員の任免は、法人の業務の執行として、理事長の権限に属するものと考えられますが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、理事会はその決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定することとされています。</p> <p>この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款、規程等において明確に定めるべきものです。また、職員の任免については、任免の手続き等を定める規程等に基づき行われるべきものです。</p>	法第45条の13第4項第3号		<p>「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行われている。</p> <p>職員の任免が法人の規程等に定める手続きにより行われていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
その他、人事管理に問題点はありますか。				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>□頭</p>
15 資産					
法人所有の全ての不動産について、所有権の登記がされていますか。	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載するとともに、所有権の登記をしておかなければなりません。	審査基準第2-1-(1)		法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について、基本財産として定款に記載されていない。	文書

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

				基本財産である不動産の登記が適正になされていない。	文書
社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件に所有権や賃借権がありますか。	<p>法人が社会福祉事業を行うために必要なすべての物件については、原則として、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。</p> <p>なお、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて、下記の社会福祉事業を行う場合には、「10年以上の賃借権設定と登記」又は「賃借料が地域の適正水準以下であること」等の条件を満たす必要があります。</p> <p>(要件緩和対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 小規模な障害者通所授産施設 ・ 既設法人が行う身体障害者福祉ホーム ・ 既設法人が行う通所施設 ・ 既設法人以外の法人が行う保育所等 	審査基準第2-1、 審査要領第2-(6)、(7)		<p>国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない。</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない。(登記が不要な場合を除く。)</p>	文書 文書
基本財産は、適正に管理されていますか。	<p>基本財産は、法人存立の基礎ですので、これを処分し、貸与し又は担保に供する場合には事前に所轄庁の承認を受けなければなりません。</p> <p>ただし、次の場合には、所轄庁の承認は必要としません。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</p> <p>(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</p> <p>(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する</p>	審査基準第2-2-(1)- ア 審査要領第2-(5)		<p>基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない。</p>	文書 文書

	<p>場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合 なお、根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度の限度で担保する抵当権であり、担保提供の必要性や担保提供の方法の妥当性において認められません。</p> <p>基本財産の管理運用は、安全・確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われる必要があります。</p>				
<p>基本財産以外の資産の管理運用は適切になされていますか。</p>	<p>法人の基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましい。</p> <p>なお、現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するようにしてください。</p> <p>理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない）を整備すべきであることに留意してください。</p> <p>なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、一定の制約があります。</p>	<p>審査基準第2-2-(2)-イ 審査基準第2-3-(2)</p>		<p>法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない。</p> <p>社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない。</p> <p>法人の基本財産以外の財産が大きく毀損していない場合であっても、管理運用体制が整備されていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

<p>株式の保有は適切になされていますか。</p>	<p>株式の保有は、原則として、次に掲げる場合に限りませんが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないように、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはなりません。</p> <p>① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限りします。</p> <p>② 基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含みます。）</p> <p>③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること ・ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること <p>法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要があります。</p> <p>① 名称 ② 事務所の所在地 ③ 資本金等 ④ 事業内容 ⑤ 役員の数及び代表者の氏名 ⑥ 従業員の数</p>	<p>審査基準第2-3-(2) 審査要領第2-(8)、(10)</p>		<p>保有が認められない株式を保有している。</p> <p>所轄庁に必要書類を提出していない。</p>	<p>文書 文書</p>
---------------------------	--	---	--	---	-----------------------

	<p>⑦ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧ 保有する理由 ⑨ 当該株式等の入手日 ⑩ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</p>				
<p>不動産を借用している場合、適正な手続きを行っていますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められます。</p> <p>また、一定の要件を満たすことにより、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められていますが、この場合、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければなりません。</p> <p>ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合（注）は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があります。</p> <p>（注）社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若しくは賃借権の登記を要さないものは次のとおり（賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であり、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければなりません。）</p> <p>① 既設法人が通所施設を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設法人（第1種社会福祉事業（法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。） 			<p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていない。</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない。（登記が不要な場合を除く。）</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

	<p>が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない</p> <ul style="list-style-type: none"> i 障害児通所支援事業所 ii 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。） iii 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援 に限る。） iv 保育所又は児童家庭支援センター v 母子福祉施設 vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設 viii 地域活動支援センター ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設 <p>・ なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合 ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合 <p>② 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外</p>			
--	---	--	--	--

	<p>等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている。</p> <p>なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権 又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。</p>				
<p>その他、資産に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
16 その他					
(1) 特別の利益供与の禁止					
<p>社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていませんか。</p>	<p>法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされています。</p> <p>(1) 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲</p> <p>① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員</p> <p>② ①の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</p> <p>⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者</p> <p>特別の利益とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相</p>	<p>法第27条 令第13条の2 規則第1条の3</p>		<p>法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる。</p>	<p>文書</p>

	<p>当な利益の供与その他の優遇がこれに当たります。 次の場合は特別な利益に該当すると考えられます。 (1) 法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借 (2) 法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。） (3) 役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給</p>				
<p>(2) 社会福祉充実計画</p>					
<p>社会福祉充実計画に従い事業が行われていますか。</p>	<p>法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされています。 さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければなりません。 これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものです。 法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取（地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。）</p>	<p>法第55条の2第11項</p>		<p>社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない。</p>	<p>文書</p>

	<p>及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要があります。また、社会福祉充実残額の算定結果は毎年、全法人が所轄庁に届出ることとされています。</p>				
<p>(3) 情報の公表</p>					
<p>法令に定める情報の公表を行っていますか。</p>	<p>法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならないこととされています。</p> <p>(1) 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）</p> <p>(2) 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）</p> <p>(3) 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注1）（届出をしたとき）</p> <p>（注1）厚生労働省令で定める書類（規則第10条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書 <p>インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によるが、計算書類及び現況報告書については、WAMNETに記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされます。</p>	<p>法第59条の2第1項、規則第10条</p>	<p>計算書類、現況報告書については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は公表から除きます。</p>	<p>必要な事項がインターネットの利用（法人ホームページ等）により公表されていない。</p> <p>業務及び財務情報の公表が不十分である。</p>	<p>文書</p> <p>□頭</p>
<p>届出書類等に係る閲覧の準備をしていますか。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、次の書類を電子的記録で作成し、閲覧の請求があった場合にはメール等に電子媒体で行ってください。</p>	<p>令和5年3月22日付け事務連絡「社会福祉法人及び社会福祉連携法人の届出書類等に係</p>	<p>WAMNET等において公表している書類は、作成は不要です。</p>	<p>電子的記録で作成していない。</p>	<p>□頭</p>

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

	<ul style="list-style-type: none"> • 計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告） • 財産目録等（財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類） • 会計帳簿 • 評議員会の議事録 • 評議員会の決議の省略に係る議事録 • 理事会の議事録等 • （資金）収支予算書（定款でこの書類を作成する旨定めている場合） 	<p>る閲覧の手続きについて」</p>			
--	---	---------------------	--	--	--

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

社会福祉法人と評議員、理事及び監事との関係は、民法に定める委任に関する規定に従うものとされています。(法第38条)
 評議員、理事及び監事(受任者)は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負います。

評 議 員	理 事	監 事
<p>評議員には次のような権限が認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員議題提案権、議案提出権 (法第45条の18準用一般法186) (法第45条の8準用一般法185) ・評議員会招集請求権、招集権(法第45条の9) ・理事の行為差止請求権 (法第45条の16準用一般法88) ・役員等解任請求提訴権 (法第45条の4準用一般法284) ・評議員会決議取消提訴権 (法第45条の12準用一般法266) ・会計帳簿閲覧請求権(法第45条の25) ・計算書類等閲覧請求権(法第45条の32) 	<p>理事には次のような義務が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会への説明義務(法第45条の10) ・事業報告の報告義務(法第45条の30) ・<u>忠実義務(法第45条の16)</u> 理事は、法令又は定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。 ・競合及び利益相反取引の制限と承認・報告 (法第45条の16準用一般法84) (法第45条の14) (法第45条の16準用一般法92) ・監事への報告義務 (法第45条の16準用一般法85) <p>(理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務執行状況の報告(法第45条の16) ・理事としての義務 	<p>監事には次のような義務が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会への説明義務(法第45条の10) ・理事会への報告義務 (法第45条の18準用一般法100) ・理事会への出席義務 (法第45条の18準用一般法101) ・評議員会に対する報告義務 (法第45条の18準用一般法102)(法規2の20) <p>主に次のような権限が認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務・財産調査権(法第45条の18) ・理事会招集請求権 (法第45条の18準用一般法100) ・理事行為差止請求権 (法第45条の18準用一般法103) ・同意権(法第43条準用一般法72) 監事の選任に関する議案(監事の過半数の同意)

<通報相談窓口> 山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当 TEL055(223)1443
 監査指導担当 TEL055(223)1445